

松伏町図書室雑誌スポンサー制度実施要綱

(令和8年2月3日松伏町教育長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、松伏町中央公民館図書室及び松伏町多世代交流学習館図書室（以下「図書室」という。）に開架する雑誌を広告媒体として民間企業等の有料広告を表示することに関し必要な事項を定めることにより、雑誌の充実を図ることを目的とする。

(対象となる雑誌)

第2条 広告媒体の対象となる雑誌（以下「雑誌」という。）は、松伏町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得た上で、松伏町中央公民館及び松伏町多世代交流学習館の館長（以下「館長」という。）が定めるものとする。

- 2 館長は、前項の規定により雑誌を定めたときは、一覧を作成し、教育長に提出するものとする。
- 3 教育長は、前項の規定により雑誌の一覧の提出を受けたときは、当該一覧を松伏町有料広告物取扱要綱（平成18年6月30日町長決裁。以下「広告取扱要綱」という。）第2条第2号に規定する松伏町公式ホームページに掲載するものとする。
- 4 教育長は、第6条第4項前段の規定によりスポンサーに決定した旨の通知を受けた者（以下「スポンサー」という。）を決定したときは、前項の一覧に、決定した雑誌のスポンサーが決定した旨及び広告の掲出期間を表示しなければならない。

(広告の表示方法)

第3条 広告の表示方法は、雑誌の最新号に透明のマガジン・カバーをかけ、当該マガジン・カバーの表面に縦5センチメートル以内、横15センチメートル以内、地色を白色、文字を黒色、貼付位置を中央より下部にしたスポンサーの氏名、法人名又は団体名を表示し、裏面にスポンサーが作成した片面印刷の広告を挟み込むことによるものとする。

- 2 前項のマガジン・カバーはスポンサーが用意するものとし、マガジン・カバーの表面のスポンサーの表示は、館長が作成するものとする。
- 3 第1項のマガジン・カバーは、雑誌の最新号が発行される都度、館長がかけ替えるものとする。

4 雑誌の開架の位置は、館長が決定するものとする。

(広告の掲出期間)

第4条 広告の掲出期間は、原則として図書室が掲出を決定した日の属する月の翌月に最初に図書室が広告媒体として決定した雑誌が発行される日から同日の1年後に当たる日以後に最初に当該雑誌が発行される日の前日までとする。

2 前項に規定する広告の掲出期間中に広告媒体として決定した雑誌が廃刊又は休刊となった場合は、教育長とスポンサーが協議の上、別の雑誌に広告を切り替えることができるものとし、当該別の雑誌に切り替えたときの広告の掲出期間は、当該切替えの日の属する月の翌月の最初に発行される日から前項の1年後に当たる日以後に最初に当該別の雑誌が発行される日の前日までとする。

(申込み)

第5条 雑誌を広告媒体として活用しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告を掲載しようとする雑誌の発売の日の1月（他のものがスポンサーとなっている雑誌について当該スポンサーの公告の掲載期間満了後に同雑誌を広告媒体として活用しようとする場合にあっては、3月）前までに、松伏町図書室雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に次に掲げる書面を添付して教育長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項の片面印刷の広告図案

(2) 業種等の分かる会社概要等

2 前項の規定にかかわらず、スポンサーとなっている雑誌について広告の掲載期間満了の日の3月前までに他の者から同雑誌を広告媒体として活用する申込みのない場合において、引き続き同雑誌のスポンサーを広告の掲載期間の満了した日の属する月の翌月に最初に同雑誌が発行される日から同日の1年後に当たる日以後に最初に同雑誌が発行される日の前日まで継続する意思のあるときは、申込みの手続を要しない。

3 第1項の規定は、広告の掲載期間中に第3条第1項の片面印刷の広告を変更しようとする場合について準用する。

(スポンサーの決定)

第6条 教育長は、前条第1項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による申込みがあったときは、第8条において準用する広告取扱要綱第3条の規定により申請内容を審査し、スポンサーを決定するものとする。こ

の場合において、同一の雑誌に申込みがあるときは、最も申込みの早かった申込者をスポンサーとするものとする。

- 2 他の者がスポンサーとなっている雑誌について当該スポンサーの公告の掲載期間満了後に同雑誌を広告媒体として活用しようとする旨の申込みがあった場合は、館長は速やかに当該スポンサーに広告の掲載期間満了後の期間に関し広告継続の意思の有無を確認しなければならない。
- 3 前項の規定による確認の結果、広告継続の意思のある場合にあっては当該雑誌のスポンサーと申込みの最も早かった申込者の抽選により広告の掲載期間満了後のスポンサーを決定するものとし、意思のない場合にあっては第1項の規定の例によるものとする。
- 4 教育長は、第1項又は前項の規定によりスポンサーにするか否かを決定したときは、申込者に対し、その結果を松伏町立図書室雑誌スポンサー決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。第4条第2項の規定による雑誌の切替えのあったとき及び前条第2項の規定により広告の継続が決定したときも、同様とする。
- 5 館長は、前項の規定によりスポンサーが決定したときは、図書室のホームページ等においてスポンサー名等を公表するものとする。ただし、スポンサーが公表を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

（スポンサー決定後の手続）

第7条 スポンサーは、前条第4項前段の規定によるスポンサー決定の通知又は同項後段による広告継続の決定の通知を受けた日から10日以内に次に掲げる物を教育長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1項のマガジン・カバー及び片面印刷の広告
 - (2) 第4条第1項に定める期間に係る広告媒体として決定した雑誌の購入契約書の写し
- 2 スポンサーは、前条第4項後段の規定により雑誌の切替えの通知を受けたときは、当該切替えの日から10日以内に同項に定める期間に係る切り替えた雑誌の購入契約書の写しを教育長に提出しなければならない。
 - 3 スポンサーは、第4条第1項に定める期間（同条第2項の規定により雑誌を切り替えた場合にあっては、同項に定める期間）、広告媒体として決定した雑誌が発行されたときは、速やかに当該雑誌を図書室に納入し、又はスポンサーが当該雑誌を購入した小売事業者に納入させなければならない。
 - 4 前項の規定により納入された雑誌の所有権は、町に帰属するものとする。

（掲載の範囲）

第8条 掲載できる広告は、町民の生活に関連するものであって、町の公共性及び品位を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次の各号に該当する広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治性、宗教性、意見広告及び名刺広告に係るものと認められるもの
- (4) その他、教育長が広告として適当でないと認めたもの

(広告掲載の取消)

第9条 松伏町図書室雑誌スポンサー制度実施要綱第6条第4項の規定による通知を受けた日から10日以内に同要綱第7条第1項(同要綱第4条第2項の規定により雑誌を切り替えた場合にあつては、同要綱第7条第2項)及び同条第3項に規定する措置をとらなかつたときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載の取下げ)

第10条 スポンサーは、書面を添えて広告掲載の取下げを申し出ることができる。

(スポンサーの責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、スポンサーが負うものとする。

2 広告物の作成経費は、スポンサーの負担とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。